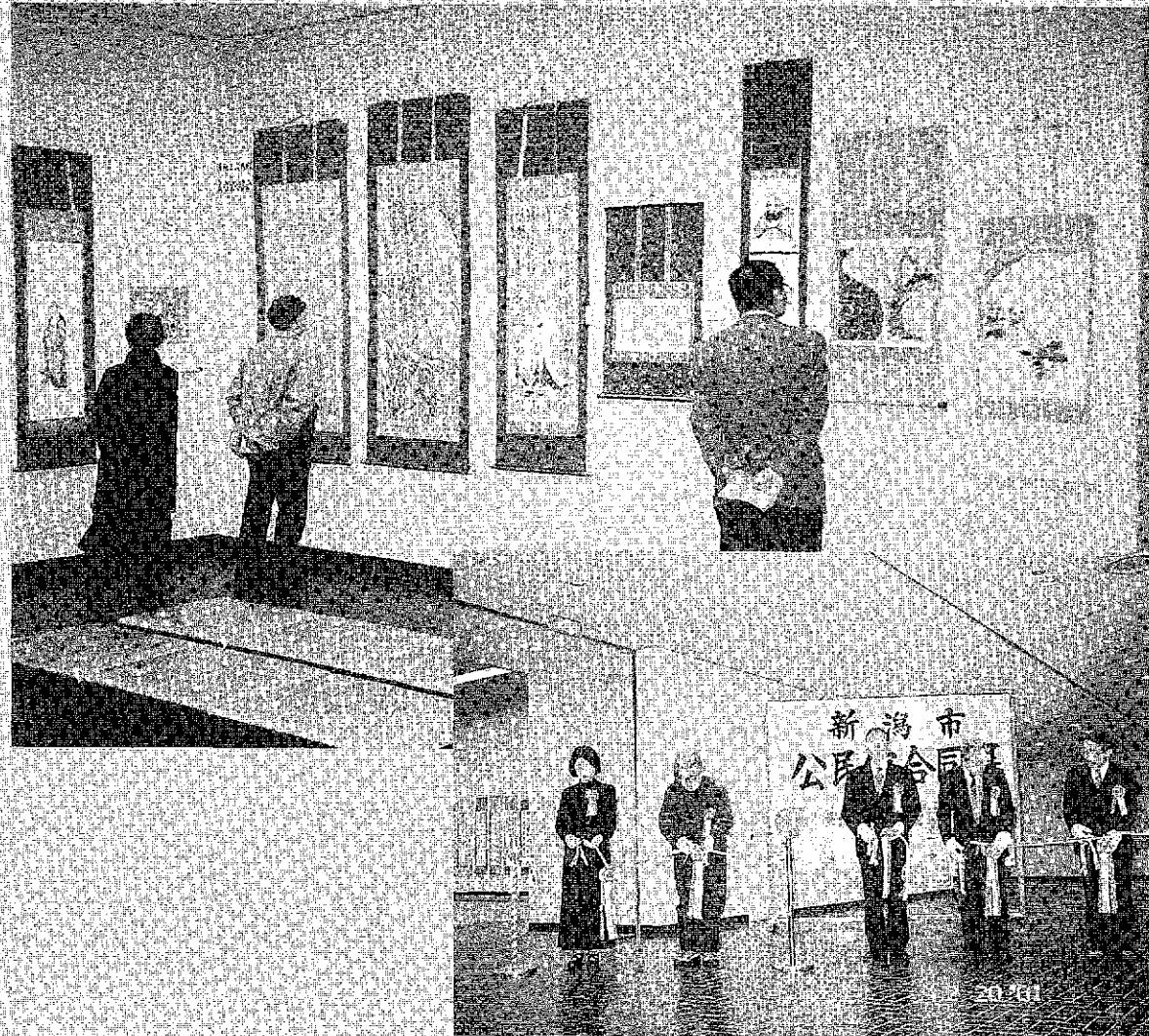


新潟県

公民館月報 3

平成13年3月号 通巻第577号



表紙 第10回新潟市公民館 特集 著作権制度の概要報告II 合同展 (新潟市公民館)

祝 点燃えています市民ボランティア

ひろば 地域情報館「瀬替の郷せんだ」

サークル交流 照吉屋(白根市中央公民館)

神林ハーモニカクラブ(神林村公民館)

素顔拌見 菅家裕さん(加茂市)

福原卓也さん(津南町)

第3回理事会及び臨時評議員会開催

平成13年度の事業計画概要(案)である

全公連創立50周年記念式典は、東京・虎ノ門ホールで

第52回新潟県公民館大会は十日町市で

去る2月28日の午前、新潟市中央公民館において第3回理事会が開催され、当会の「13年度基本方針・重点目標、事業計画案」「第52回県公民館大会概要計画案」並びに「第43回関東甲信越公民館研究大会骨子及び準備委員会の発足案」等について協議され、午後の臨時評議員会の審議に委ねられ、ほぼ原案どおり了承された。

その後会場を移して、県公連の県知事表彰受賞を祝う会が催された。

一、新年度の基本方針・重点目標・事業計画案について
ほぼ前年度方針を踏まえ、(1)全公連との連携・強化、(2)職員の資質向上を図る研修事業の実施、(3)情報提供事業の充実、(4)県公連の体质強化、(5)第43回関東甲信越公民館研究大会(新潟大会)の準備体制の確立の五点を重点施策として取り組むこととした。

二、第52回県公民館大会の概要

主管公連の中魚・十日町社会教育振興会から、現代の急務の課題であるIT関連を中心とした概要計画案が提案され、ほぼ原案どおり了承された。

△等

期日 13年7月18日(火)

会場 十日町市クロス10

内容 基調講演、シンポジウム等

研究大会(新潟大会)の概要骨子及び準備委員会の発足等について提案され、これもほぼ原案どおり了承された。

期日 14年8月29日㈭～30日㈮

会場 北蒲・豊浦町田畠温泉

内容 式典、表彰、分科会協議、記念講演等

なお、今井会長より、全公連創立50周年記念式典事業への参加協力を請がなされたので、各市町村公民館においては、積極的な参加を期待したい。

期日 13年11月16日(金)

会場 東京・文部科学省虎ノ門ホール

内容 式典、表彰、記念講演

等で、記念講演講師は、新潟青陵大学教授確井真史先生が予定されている。

ついで、平成12年度歳入歳出についての中間報告がなされた後、(3)平成12年度地区別研修実施状況の情報交換を行った。

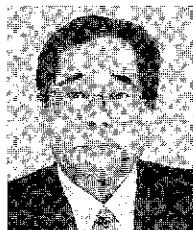
また、(4)平成14年度開催予定の第43回関東甲信越静公民館研究大会(新潟大会)への協力要請が、県公連事務局よりなされ

開催要項の詳細は追って紹介する予定である。

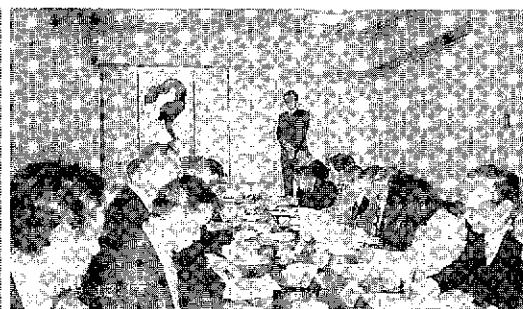
三、第43回関東甲信越静公民館

式典に、皇太子殿下、同妃殿下のご臨席を申請中とか。

た。



視点



関プロ公連理事会開催

「アブラヤ」において、第2回理事会が開催され、会長、事務局長が出席した。議案6件が協議され、ほぼ原案どおり了承された。

(1)第41回関プロ研究大会の收支決算について、大会事務局である茨城県公連より報告がなされ、(2)平成12年度関プロ公連事業及び収支決算についても、同じく担当事務局である茨城県公連より報告がなされた。

(3)第42回関プロ大会及び第24回全国公民館研究集会について、

全国公民館研究集会について、

次回の理事会は、5月31日(木)6月1日(金)開催予定。

平成十年七月、新井市に「発見と創造」をテーマとして青少年学習施設「わくわくランド」がオープンしました。当施設の特色は、次の四点に集約されます。

(一)自然や科学技術の不

思議さ、素晴しさを見

る、触る、操作するな

どの活動を通して楽し

みながら体験する場。

(二)施設のすべてを活

用しながら知的で心地よ

い時間過ごす広場。

(三)郷土の伝統文化(料

などへ)の理解を深めたりする

り愛着を高めたりする

ます。

(四)わかりやすいプログラ

ムや情報を継続的に収

集、開発し、展示・観

察・実験・イベント・

クラブ活動などを通じて発信する場。

です。

二〇〇二年から学校

週五日制が完全実施さ

れます。

が子ども達の

夢を育む広場として期

待が寄せられている施

設です。

一方、当施設の運営

全般について、他の類

似施設には見られない

大きな特色があります。

それは市民ボラン

ティアによる「協力指

導員」

燃えています。市民ボランティア

協力指導員

関谷昇

理、工芸、生活の知恵)

などへ)の理解を深めたりする

り愛着を高めたりする

ます。

自然や科学技術の不

足りない

の概要報告II

地区著作権セミナーより より抜き出し報告

〈前号からの続き〉

『法人』には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。」と定義(第2条第6項)しているため、自治会、PTAのような団体もこれに含まれるなど日常で使う法人の意味より広い意味で使われていることに注意を要します。

③ 映画の著作物の著作者(第16条)

映画の著作物については、プロデューサー、監督、撮影監督、美術監督など映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者となります。原作、脚本、映画音楽などの著作者は、映画の著作者ではありませんが、映画において利用された著作物の著作者としては保護されます。(なお、映画の場合、法律上、著作物と著作権者が異なるとされており、映画の著作物の著作権者は映画製作者であるとされています(第29条))。

5. 著作者の権利

著作者がもつ権利には、大別して、人格的利益を保護する著作者人格権と財産的利益を保護する著作権の二つがありますが、通常は、著作者人格権と著作権(財産権)を合わせて著作者の権利と呼んでいます。

① 著作者人格権と著作権(財産権)

著作権及び著作者人格権は、著作物を創作した時点で発生します。権利を得るために手続きは、一切必要ありません(無方式主義(第17条第2項))。

著作者人格権は著作者の人格的利益を保護する権利です。著作者以外の第三者にこの権利を認めることは適切でないことから、著作者人格権を譲渡したり、相続したりすることはできないとされています(第59条)。

一方、財産的価値のある著作権は、物権や債権のように、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができます(第61条)。したがって、通常、権利が発生した時点では、著作者と著作権者は同一ですが、著作権が譲渡されたり相続されたりすれば、著作者と著作権者は異なることになります。

② 著作者人格権の具体的な内容は以下のとあります。

① 公表権(第18条)

まだ公表されていない自分の著作物を公表するかしないかを決定する権利です。なお、公表に際し、その時期、方法等を決定することができる権利を含むとする考え方もあります。

なお、未公表の著作物の著作権を譲渡した場合や美術の著作物又は写真の著作物で未公表のものの原作品を譲渡した場合などには、著作物の公表に同意したも

〔Q&A〕②

(Q2) 民話、伝説等を「書き書き」したものに著作権はありますか。

(A2) 著作権法により、保護されるのは、思想又は感情を創作的に表現したもので、このことから、一般的には次のように考えられます。

① 人が話した民話、伝説等を聞いたままに書き写した場合は、そこに新たな創作性は認められませんので、書き写した人に著作権が発生することはありません。

② 次に、人が話した民話、伝説等の大筋の表現はそのままとし、多少の修正増減を行ったとしても、ストーリーとして異なるところがなければ、やはりそこに創作性が認められるとはいえないで、新たに著作権は発生しません。

◆ ◆ ◆

のと推定されます。

② 氏名表示権(第19条)

自分の著作物を公表する時に、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば実名か変名かを決定する権利です。

③ 同一性保持権(第20条)

著作物の性質並びにその利用目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる場合などのほか、自分の著作物の内容題号を自分の意に反して無断で改変されない権利です。

(3) 著作権の具体的な内容は以下のとあります。なお、これらの行為については、アナログ方式の場合もデジタル方式の場合も、著作権法では区別なくカバーされています。

① 複製権(第21条)

手写、印刷、写真、複写、録音、録画等どのような方法であれ、著作物を形のある物に再製することに関する権利で、すべての著作物が有する最も基本的な権利です。

なお、脚本等の演劇用の著作物にあっては、その上演又は放送等を録音し、又は録画することが複製に当たるとされています。

また、建築に関する図面に従って建築物を完成することは、建築されるべき建築の著作物の複製に当たるとされています。(建築に関する図面自体は、「図形の著作物」として保護されます。)

② 上演権・演奏権(第22条)

著作物を公に上演したり、演奏したりすることに関する権利で、その性質上、学術や美術の著作物には考えられません。

ここで「公に」とは、直接公衆(不特定の者又は特定多数の者)に見せ又は聞かせることを目的とすると言います。上演、演奏には、著作物の上演、演奏で録音され又は録画されたものを公に再生すること及び著作物の上演、演奏を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く)も含まれます。

③ 上映権(第22条の2)

著作物を公に上映する権利であり、著作物を公衆に直接見せ又は聞かせることを目的としてスクリーン上やディスプレイ画面上に映し出す行為が対象となります。上映権は、映画の著作物に限らず、美術・写真な

〔Q&A〕①

(Q1) 標語、キャッチフレーズ、題名などは著作物といえますか。
 (A1) 標語やキャッチフレーズのようなものが著作物として保護されるかどうかは、一概に断定することはできませんが、通常は言葉を羅列して組み合わせたものに過ぎず、創作性がないことから保護されないと考えられています。ただし、標語やキャッチフレーズであるから当然著作物でないということではなく、例えば俳句に準ずるようなものなど、思想又は感情の創意的な表現物であれば、著作物に該当するものもあります。

題名についても同様に考えられ、通常著作物に該当しないと考えられます。

◆ ◆ ◆

前号からの続き

(6) 共同著作物(第2条第1項第12号)

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分が分離して個別に利用できないものを共同著作物と呼びます。具体的には、誰がどこを分担すると決めずに共同で本を書いた場合など、それぞれの人が書いた(創作した)部分を明確に区別できない場合のことです。ただし、第1章は誰、第2章は誰と分担するところを定めて書いた場合はこれに当てはまりません。

なお、共同著作物の場合は、原則として全員が共同でその権利を行使することとされています。また、その著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます。

(7) 権利の目的とならない著作物(第13条)

以上の著作物の例示や定義に該当し、著作物ではあるが、法律により著作権がないとされているものがあります。

具体的には、次に掲げるものです。

- ① 憲法やその他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む。)
- ② 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①から③の翻訳物や編集物で国、地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

(注) 独立行政法人については平成13年1月6日施行

(8) 著作者**① 著作者とは**

著作者とは、前述した著作物を創作した人のことです。

一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが、著作者になると考えらがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。すなわち、小学生や幼稚園児などであっても、絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者となります。また、私たちが、手紙を書けば、多くの場合、その手紙が著作物となります。私たちは、日常生活を送る中で、多くの著作物を創作しています。ただ、そうした著作物が出版されたり、放送されたりして経済的に意味のある形で利用されることがほとんどないため、著作者であること及び著作権

特集**著作権制度****平成12年度関東甲信越静****基本的事項のみ著作権テキスト**

をもっていることを意識することが少ないだけのことです。

また、著作物の創作を他人や他者に委託(発注)した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわりなく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約を交わしておくことが必要になりますので、注意を要します。

著作者=「著作物を創作する者」(第2条第1項2号)

原則: 実際に創作活動を行った本人が著作者となります。

例外: 一定の場合に、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となる場合があります。(法人著作、職務著作と呼ばれています。)

② 法人著作(職務著作)(第15条)

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や公務員によって作成される各種の報告書のように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、法的には会社や国が著作者と評価されます。

しかし、国や会社の職員などが創作した著作物のすべてについて国や社会などが著作者になるわけではありません。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、国や会社などが著作者になります。(なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、下記⑩の要件を満たす必要はないこととされています。)

法人著作の要件

- ① その著作物を作る企画を立てるのが法人(注)その他の使用者(例えば、国や会社など。以下「法人等」という。)であること。
- ② 法人等の業務に従事する者の創作によること。
- ③ 職務上作成されること。
- ④ 公表するときに法人等の名義で公表されること。
- ⑤ 契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法では、「法人」について、「この法律にいう

サークル交流

継続は力なり

照古屋
(ナラコヤ)

層が二十代から七十年代と幅広く、バラエティーに富んだ発想で意見交換できるのも、この会の特長かと思います。

この白根市になぜ歴史を学ぶサークルがないのか、と常々思っていた一人ですが、昨年、広報で漢文古文書講座の案内を知り、早速受講し、最終講座で会が作られました。

講師は、白根市史を編纂された竹石遷氏だけに、市の歴史に詳しく、資料も豊富とあって、毎月二回のこのサークルの参加を楽しみにしています。

この会は、発足してまだ数ヶ月で、会員も少数ですが、年齢

照古屋という名称は、単に漢文や古文書の解説を学ぶだけでなく、古い物に光を当て、鑑賞し、その頃の時代背景を探ることを目的としたものです。そのため、毎回三十分程度のフリー

タイムの場を設けて、古い掛軸

等を持ち寄って語り合うのもその一つで、会員のコミュニケーションの場でもあります。

今後、史跡巡り等も計画した

(「漢文・古文書の会」)

加茂 澄夫 記

心の音を求めて

神林 ハーモニカクラブ

ひと昔前なら一度は手にしたハーモニカ。古きよき時代をなつかしむ世相の反映か、今静かなブーム。その波に乗り、数年前にクラブを結成し練習を重ねる。

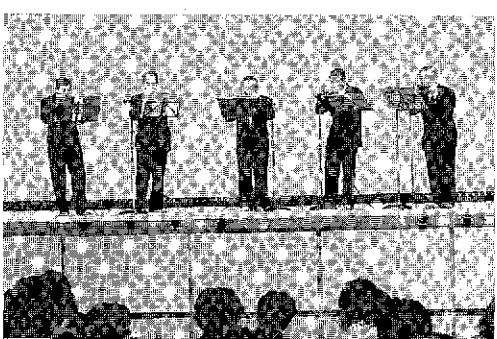
なにせ六、七十歳のメンバー。

アンサンブルで合わせるにも一苦労ながら、上手や下手は別に

して、同じ趣味を持つ者が心を

涙を流して聴いてくれました。感動を共有する喜びです。

老人ホームへの訪問演奏ではひとつにして音楽をつくるということは、とても楽しいもので



村の花「ユリ」

(同クラブ代表 薄田 保記)

心の音を求めて

神林 ハーモニカクラブ

ひと昔前なら一度は手にしたハーモニカ。古きよき時代をなつかしむ世相の反映か、今静かなブーム。その波に乗り、数年前にクラブを結成し練習を重ねる。

なにせ六、七十歳のメンバー。

アンサンブルで合わせるにも一苦労ながら、上手や下手は別にして、同じ趣味を持つ者が心を

加茂市公民館 次長 萱家裕さん

（記）

民館の名物講座「市民大学講座」でのことだった。六七月にかけて毎週水曜の夜に行うこの講座を担当している萱家次長は喋るもの上手なのだ。市民大学講

平成十二年四月に公民館次長として下水道課から異動し登場した萱家次長。公民館次長であると同時に兼福社事務所次長兼任以下略。など3つの顔を持つ「オニノヨウニ」凄い人なのだ(ルックスは見てのとおり柔軟で、しかもユーモアセンスたっぷり)。その萱家次長にもう一つの称号が加わった。それは、毎年行われている加茂市公

事に私も職員は羨望のまなざし(ちょっと、嫉妬していた)。いまだかつて無いその出来事に私も職員は羨望のまなざし(ちょっと、嫉妬していた)。そう、それ以来、萱家次長に加わったもう一つの称号とは「マダムキラー」(マダム以外もファンが多い)なのであった。

(加茂市公民館 中野徹記)

素顔

（記）

津南町公民館 社会教育主事 福原卓也さん

（記）

津南町公民館 稲務課、町民課と渡り歩き、生涯学習課へ。法律に従ってや

る仕事でもなく、しまった書類があるわけでもなく、いきなり教室や講座や集会を企画し、人ととの交流が始まる公民館。「アレ

できたか。」「早く企画シネットダメダ。」そこは新年度早く講座や教室を立ち上げるための情け容赦ない戦場だった。卓君目を白黒(実は税務課で二年一緒にいた係長)「ショーがネエナー。

心した係長、最近はタク主事かの他にIT主任で忙しい。これは何とかなるかもしないと安心した係長、最近はタク主事からITを教わる毎日であります。

バスケで鍛えた体と精神力でフル稼働し、津南町公民館の顔

となる日を待ちわびています。

(津南町公民館 滝沢元一郎記)

不リーフル

文芸むらかみ第21号
文芸むらかみ第21号

惠贈資料紹介

<県北の三文芸誌>

村上市教育委員会

山北町教育委員会

文芸せきかわ第16号
文芸せきかわ第16号

関川村教育委員会

紹介が少し遅れましたが、今年も県北の三市町村より、時期を同じくして文芸誌が郵送されて参りました。

発刊の経緯は、それぞれの市町村により特色がありますが、

恵贈資料紹介

京ヶ瀬村

生涯学習推進計画・コースモスプラン

京ヶ瀬村生涯学習推進本部

資料紹介が大変遅くなってしまことをお詫びいたします。

早く内容に入りますが、大きく分けて、総論、基本構想、基

本計画、資料編からの構成となつております。

総論では、計画の趣旨・性格・期間・しくみに触れながら基本構想へと導いております。

基本構想では、基本理念・基

本方針について記述。

基本計画では、学習の場の充実と振興、生涯学習推進体制の整備と設定し、各章毎に更に詳しく記述しております。

いたいるような気がいたします。
付随資料として、実践計画が必要な気がしてなりません。

たた残念なことは、各事業との具体的な連携、体系化、達成目標等が示されていないことです。もう一つは、やはりそこの道の専門家、外部からの指導助言を仰いでいるせいか、理論面でも、実践面でも迫力を欠

(新潟市公民館)

表紙解説
第10回新潟市公民館
合同展

◇市町村財政厳しい折りから、

内容面では、いずれも隨筆、短歌、俳句、川柳、コント、評論等から構成されており、紙面をとおして投稿者、読者のあたたかな心の交流がなされております。今後の更なる充実を願つて。

◇県公連創立五十年誌がようやく刊行の運びとなります。四十一年誌より一まわり充実した内容・装丁となつております。部数にまだゆとりがありますので、ぜひ追加購入申込みを期待しております。

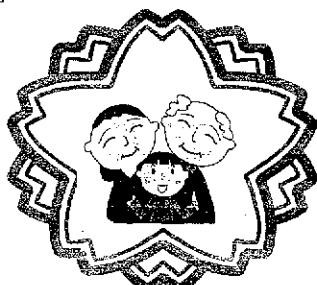
あとがき
に減少しております。各公民館におかれましては、委員各位から個人購読への移行をぜひおすすめしていただきたいのです。

◇全公連50周年記念式典事業に、関プロ公連として全面支援協力することとなりました。

平成13年
全国交通安全大会

新潟県実施要綱
4/6~4/15

手を上げた にっこり笑顔が 渡る道



新潟県交通安全対策連絡協議会

発行所 新潟県公民館連合会
〒951-8053
新潟市川端町2-9・県林業会館内
TEL・FAX (025)224-6073
発行人 会長 今井昭友
編集人 事務局長 鈴木友夫
印刷 第一印刷所
〒950-8724
新潟市和合町2-4-18
TEL(025)285-7161 FAX(025)282-1776
【定価1部150円 〒共・年額1,800円】

(鈴木記)